

「第4期八王子市地域福祉計画（素案）」
に関するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和5年（2023年）12月15日（金）から 令和6年（2024年）1月15日（月）まで

(2) 提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、または市内に事務所・事業所を有する法人や団体

(3) 閲覧場所

市役所本庁舎、市民部事務所、市民センター、図書館、福祉施設など

(4) 提出方法

郵送、メール、FAX、窓口持参、Webフォーム

2 意見の集計結果

(1) 提出者数及び意見数

提出者数：5名

意見数：17件

【提出方法内訳】

提出方法	提出者数
郵送	0名
メール	2名
FAX	0名
窓口持参	1名
Webフォーム	2名
合計	5名

(2) ご意見の要旨及び市の考え

頂いたご意見の概要と市の考えは、別添1「第4期八王子市地域福祉計画（素案）へのご意見の要旨と市の考え」のとおりです。

なお、ご意見につきましては、趣旨を踏まえて要約しています。

「第4期八王子市地域福祉計画(素案)」へのご意見の要旨と市の考え

意見番号	分野	意見の概要	市の考え方
1	はちまるサポートについて	「はちまるサポート」の整備について、予定されている9か所の「個別支援型」でも「基幹型」が担う相談を受けることも想定される。CSWの配置人員も「基幹型」は3人であることに對し、「個別支援型」は2人配置であり、運営上、過負荷の恐れがある。その点を配慮した整備方針とすべきではないか。	基本計画で示す6地域で地域福祉の仕組みづくりを進めるためには、「基幹型」と「個別支援型」が日常的に連携できることが重要となります。個別支援型に基盤型が担うべき相談が寄せられた場合は、速やかにそれを地域内の基幹型につなぎ、個別支援型が本来の個別支援に集中できるよう運営してまいります。また、CSWについては、各はちまるサポートに人数を定めて固定配置するのではなく、地域の実情に応じて柔軟に配置人数を変更できるようにするなど、過負荷に陥らないよう運営してまいります。
2	地域福祉の担い手について	地域福祉の推進を担うボランティアを明確に認識して貰うためにも、他の自治体で呼称しているように「地域福祉推進委員」と明確に呼称すべきと考える。そうすることで民生委員・児童委員と同じように、明確に「地域福祉のボランティアの方」と分かるようになり、親しみやすく頼れる人と認知されやすくなる。(福祉の関心の団体や組織はある程度認識されるが、個人は見えにくいいため、検討いただきたい。)	「地域福祉推進委員」という呼称ではありませんが、日常生活で感じる地域の異変等を速やかにはちまるサポートにつないでいただく「はちまるサポーター」という取り組みを開始しており、地域住民の皆様にご登録をいただいております。このサポーターを周知、充実していくことで、より多くの方に身近な支援者の存在を知っていただき、安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。
3		地域福祉の推進主体は、地域住民 社会福祉を目的とする事業を営業者 社会福祉に関する活動を行う者と社会福祉法で定められているため、町会・自治会もその推進主体である。関係機関との記載だけでなく明記するべきと考える。	本計画では、地域福祉を推進する主体を幅広く捉えており、ボランティア活動をされている地域住民や社会福祉法人だけでなく、学生や民間企業など、日頃福祉とあまり関わりがない方も広く地域福祉の主体として参画いただく施策を記載しています。いただいたご意見を踏まえ、「関係機関」が町会・自治会も含めた多様な主体を指していることを、分かりやすく記載します。
4	福祉圏域について	福祉圏域は、中学校区を最少単位としているが、「高齢者あんしん相談センター」や「はちまるサポート」の整合性を考慮し、圏域の考え方を整理する必要がある。	基本計画において地域自らが主体となって住みやすい地域をつくっていく「地域づくり」を中学校区を単位に進めているため、地域福祉計画においても中学校区を福祉圏域の最小単位とし、その整合を図っています。一方、「高齢者あんしん相談センター」は日常生活圏域ごと設置(21か所)していますが、令和6年4月から開始する八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画において、この日常生活圏域と中学校区との関係を整理し、「はちまるサポート」との整合も図ってまいります。
5	住居確保について	不安を抱えている人に対する周知がまだまだ整っていない。一歩踏み出せば支援に繋がるその一歩の背中を押してくれる支援体制の充実を望む。	いざという時に備え、あらかじめ支援につながる相談窓口や専門職を知っておくことは深刻化を防ぐためにも重要な取り組みと考えております。そのため、第4期計画では福祉サービスや窓口の認知度を高めるための周知に力をいれることや、福祉の専門職が地域に出向いて支援する体制の強化に取り組む内容を多く記載しております。
6		「今の住まいに不安を感じていない高齢者」の目標値が3割は少ない。せめて5割にしないと現状と変わらないため、その施策が必要と考える。	独居高齢者が増え続けるなかで住まいへの不安を軽減していくためには、ハード面の整備や福祉・住宅関係者の情報連携、高齢者・プレシニアへの普及啓発等を総合的に組み合わせる必要があります。そのため、中長期的な視点から2040年に50%達成を想定した目標設定としております。なお、具体的な困りごとを抱えた方への支援体制の強化は、令和6年4月から開始する八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画における施策目標08「多様な職種や機関が連携して、個人や地域の課題を解決している。」と連動し、スピード感をもって進めていきます。
7		負担限度額認定制度をグループホームに適用していただきたい。	八王子市では、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方を対象に、食費・居住費の負担を軽減する「認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減制度」を実施しています。今後もこの制度の周知を進めてまいります。

「第4期八王子市地域福祉計画(素案)」へのご意見の要旨と市の考え

意見番号	分野	意見の概要	市の考え方
8	住居確保について	一人で暮らしていくことが難しくなる前の介護予防事業が重要。「住み慣れた地域でできるだけ生活したい」が、全ての高齢者の希望。	誰もが住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けられるように、令和6年4月から開始する八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画において、早いうちからの健康習慣づくり(施策11,12)や望む暮らしを取り戻す支援(施策13)、そして身近な場所での生活支援体制の整備(施策10)を推進してまいります。
9	ひきこもり支援について	市にも厚労省ひきこもり支援推進事業にある「ひきこもり地域支援センター」又は「ひきこもり支援ステーション」を設置していただけないか。 「若者総合相談センター」と同じ場所に「八王子若者サポートステーション」があるため、本人が八王子のひきこもりサポート＝就労支援だと思い込んでしまい、それ以降相談に行かない。はちまるサポートは、どこに相談すればよいか分からない時に利用する窓口だが、そこで「若者総合相談センター」を紹介されたと考えると本人に勧められない。 ひきこもりの改善には、親の取り組みも必要不可欠だと思っているが、時間もかかり疲弊していく。親の学びの場・親へのサポートも必要。	国において、令和6年4月1日に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、ひきこもりも含め、幅広く孤独・孤立の問題を分野横断的に支援していく方向性が示されました。これに伴い、第4期計画でも本人やそのご家族に寄り添った支援が提供できる分野横断的な支援体制(単一の支援機関だけでなく複数の機関や医療などの専門職がチームとなって支援する体制)を強化するほか、本人やご家族のニーズを踏まえ、民間企業等が中心となって進める多様な居場所や参加の場づくり等の取り組みを進めていくこととしています。これら取り組みの推進・評価も行いながら、ご提案いただいた「ひきこもり地域支援センター」又は「ひきこもり支援ステーション」の設置も含め、今後のひきこもり支援にかかる施策展開の参考とさせていただきます。
10	ひきこもり支援について	ひきこもり家族会として7年間活動してきたの当事者・家族としての要望。 ひきこもり相談窓口の設置、あるいはひきこもり相談を明記する どこに相談に行ったらいいかわからない、年齢を問わず相談できる窓口であること	現在、ひきこもり相談窓口は「はちまるサポート」及び「若者総合相談センター」が担っています。(はちまるサポートは年齢を問わず相談できる窓口となっています。)いただいたご意見を踏まえ、計画内でもひきこもり支援の役割をそれぞれ担っていることを明記するとともに、相談窓口の周知にも力をいれるなど、今後の施策展開の参考とさせていただきます。(事業目標にひきこもり支援窓口の認知度に関する指標を追加します。)
11	居場所の開設	居場所の開設 家を出るきっかけになる居場所や、社会に出て失敗しても受け入れてくれる居場所など、色々なタイプの複数の居場所(曜日・時間は様々、少しの作業をして(例えばハーブ詰めとか)工賃のもらえる居場所等)	個々の地域生活課題が多様化していることから、課題を抱えている方が穏やかに過ごせる場をはじめとする「多様な居場所」の充実が地域福祉の推進においても重要な視点であると考えています。第4期計画では、民間企業等との共創や大学との連携を通じ、役割のある社会参加や無理なく社会とつながりが持てる居場所づくりを進めていくことを記載しています。
12	はちまるサポーターについて	はちまるサポーターは年齢を問わないとしているが、未成年の場合の制限はないか。	年齢要件は設けていません。
13	3-1-2「福祉情報のわかりやすい発信」について	「DX」という用語に対して注釈が必要ではないか。	いただいたご意見を参考に、「DX」に関する記述を追加いたしました。
14	はちまるサポートについて	第4期計画における各事業の方向性と提供体制における、「包括的相談支援事業」と「地域づくり事業」の各表中はちまるサポートの分野が「その他」となっているが、内容がわからないので表記を変更した方が良いのではないか。	いただいたご意見を参考に、表記を修正いたしました。
15	期待される行動について	「期待される行動」の図に「地域福祉にかかわる「気軽さ」とあるが、誤解される恐れがあるため例えば「地域福祉にかかわる「参画のしやすさ」」など、表記を変更した方が良いのではないか。	
16	テーマ2「人材のつながり」について	人材のつながりの体系イメージにある「【施策2-1】福祉関係者との連携強化～」は、「福祉関係者などとの連携強化～」の誤記と思われる。	
17	3-2-4「民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築」について	文章中の「多様化・複雑化する地域生活課題」は、他の部分では「複雑化・複合化する地域生活課題」との表記がほとんどであるため、修正した方が良いのではないか。	